

第659回: 西湖の変

こないだ久々に中国の友人から電話があった。「国有系、金融関係」の大幹部で、筆者の親友だ。むかしから面白い男で、上海駐在時代の筆者が当時から毛嫌いしていた二人の金融関係者(一人は官僚、一人は金融機関のトップ)が最近失脚したのを見て、お祝いの電話を掛けてきた次第。もちろんボクも不正摘発の総本山・党中央規検委のHPを毎日見ているから、彼らの不運は知っていたけど。

そんな彼とは電話で、「中国では雀荘から新型コロナが蔓延している」などと近況を報告し合ったのだが、「消毒されていない電話」では微妙な政治問題は話せない。そこでチョット機転を利かせ、彼もボクも大好きなハリウッド映画「カサブランカ」に話題を移し、敵役のナチス将校が吐いた“I'm not entirely sure which side you're on. (一体全体、きみはどっちの味方なのだ?)”で試してみた。

すると彼は即座に、“I have no conviction, if that's what you mean. I blow with the wind, and the prevailing wind happens to be from Vichy. (私に信念はなく、風任せだ。いまのところ風はヴィシー政権の方から吹いているが)”と有名なセリフで返して来たのは嬉しかった。就中 Vichy(ヴィシー)の“シー”を、大きく中国語風に発音したのには感心した。中国の習近平さんは“シー・ジンピン”と発音する。

最近習近平政権による成長著しいプラットフォーム企業(以下PF企業)に対する締め付けが顕著になっており、つい最近まで中国経済の成長ドライバーともてはやされてきた企業が、突然ゴーイング・コンサーンの危機を迎えるという、なんともやりきれない「チャイナ・リスク」に直面している。

酷い目に遭っている二巨頭が、この数年来、中国株の時価総額トップを争い、つい数か月前まで世界の時価総額トップ10の常連でもあったAlibabaとTencent…いまでも世界20位以内には入っているが。

両社共に民営企業。中国では改革開放以降、民営企業が著しく伸びており、そのシェアは俗に「56789」とも云われている。即ち、民営企業のシェアが、全国の税収=5割以上、GDP=6割以上、技術革新の成果=7割以上、都市部の雇用=8割以上、企業数=9割以上というわけだ。

PF企業の大成長は中国にとっても好ましいことだが、あくまで「党中央の管理下での成長」が大前提だ。いまから思えば当局のAlibabaに対する見方が変わったのは、同社創業者馬雲(Jack MA)が、20年10月、上海金融フォーラムで「時代錯誤な政府規制が中国の技術革新を窒息に追い込む」と正論を吐いてからだ。以下はAlibabaなどへの締め付け強化の具体例。

20/11	Alibaba傘下のフィンテック企業“アント・グループ”のIPO中止命令
20/12	独禁法違反容疑でAlibabaへの調査開始
21/04	同容疑でAlibabaへ182億元(1元≒17円)の罰金
21/04	行政当局がAlibaba、Tencent、百度、京東などPF企業34社に対する行政指導会議を開催
21/06	全人代でデータ・セキュリティ法が可決
21/07	NY上場のDiDi社に対し、当局が厳重な調査開始。アプリストアに対し、同社アプリ削除を命令
21/07	党政府は中国企業の海外上場に関する規定を厳格化すると発表
21/07	政府は学習塾などを運営する教育産業に厳しい規定を設けると公表

いうまでもないことだが、Alibabaは英語教師上がりのJack MAが1999年に浙江省の杭州市で設立した電子商取引企業。2014年に米NY、19年には香港に上場して、個人向けECサイト、越境ECサイト、B2B、宅配スーパー、フードデリバリーなど幅広い分野で活躍する、いまや世界最大級のPF企業である。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

Jack MA は当局の強い風当たりを察知し、19 年に Alibaba 会長、昨年には Alibaba 取締役から退任しているが、今でもソフトバンクに次ぐ第 2 位の株主で、同社に一定の影響力を保持しているのは間違いない。

Jack MA は Alibaba を退いたあと、联想集団の柳伝志、復星集団の郭広昌など、中国高度成長の功労者であるカリスマ経営者たちと共同で、杭州市西湖の畔に財界エリート養成校を目指す「湖畔大学」を設立し、学長に就任したが、一連の騒動で 5 月に学長を辞任した。そして、湖畔大学のキャンパスに大きな自然石に刻まれ燦然と輝いていた彼の揮毫「湖畔大学」の 4 文字は、ガリガリと削り取られてしまった。こんな残酷な仕打ちを受けた Jack MA の処分が“嚴重注意”などで済むわけがない…中国のような専制国家で。

杭州市を省都とする浙江省は習主席が中央入りを射止めた登竜門の地で、人脈的にも彼の金城湯池。同時に Jack MA の Alibaba 起業により、杭州は上海や深圳に匹敵する産業都市に成長したとも云える。

習主席はこの地を Alibaba から取り戻し、自分の勢力圏に収めるため徹底的に Alibaba を追求する方針だ。そのためには自分が育てた杭州市幹部職員の“身体検査”を行う必要があると考えたようで、中央規検委は杭州市トップ(党書記)で Jack MA の親友でもある周江勇を規律違反容疑で取り調べると同時に、過去 3 年以内の退職者を含む市幹部やその家族、約 2.5 万人を対象に利益相反などの問題がなかったか調査すると発表し、「容疑者は正直に、早めに自首するよう」求めている。

周江勇の嫌疑について、一部のソーシャルメディアは「未公開株絡みの取引」、つまり某フィンテック企業の IPO 前に、同氏の家族がこの会社の株式を、バックファイナンス付きで購入したと報道している。

こんなの、これまでの中国では日常茶飯事の現象であり、身に覚えのある杭州市の公務員は枚挙に遑がないだろう。彼らはいま人生最大の岐路に立ち、「自首するか」、それとも「すっとぼけるか(° 3 °)~♪」で悩んでいるだろう。でも、後でバレたら、ほぼ全財産没収の上、牢屋送りは間違いなし。

むかし東西冷戦、中ソ対立の頃、毛沢東主席は「東風は西風を圧する」と名言を吐いた。カリスマ経営者 Jack MA は方角占いに失敗したのかも、湖畔大学を西湖の畔ではなく、東湖の畔につくるべきだった？でも杭州市(浙江省)に東湖はない。東湖があるのは新型コロナ発祥の武漢市(湖北省)だ。

冗談はさておき、いま中国で起こっているのは只事ではない。習指導部が進めているのは、政権強化策と云うよりは、市場経済の否定、鄧小平路線の否定、毛沢東時代への回帰である。

習主席の提唱する「共同富裕」とは貧富の格差の是正にある。ここまでは良いが、是正策として累進税率や相続税等を導入するのではなく、ロビンフッド方式即ち「悪徳商人・代官から強奪、無辜の民への配分」だ。「誰が悪い奴かはオレが判定する」、これが「中国の特色ある社会主義」なのか。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2021 年(令和 3 年)8 月 26 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。